議案第56号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について 天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようと する。

平成20年9月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 第1条 天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年3月天理市条例 第3号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(手数料の徴収方法)

第8条 手数料の徴収方法は、市長が規則で定める。

第11条中「100円」を「130円」に改める。

別表ごみの項中「40円」を「80円」に、「100円」を「130円」に改める。 第2条 天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正す る。

第11条及び別表ごみの項中「130円」を「160円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第1条中第11条及び 別表の改正規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は平成22年4月1日か ら施行する。